

令和6年10月31日

亀山市議会議員 森 美和子 様

## 研修報告書

会 派 名	森 美和子
報告議員名	森 美和子
参加議員名	森 美和子
研 修 日	2024年10月29日（土）
研修内容等	2024年第24期自治政策講座
	「誰も取り残さない社会 未来への自治体政策」 オンライン受講
	第1講義 誰もが通える学校づくり-地域も変わる教育とは 第2講義 自治を担う条例づくり-立法分権時代の議会へ
研修の概要	下記参照
<p><b>【概要及び所感】</b></p> <p>第1講義 誰もが通える学校づくり-地域も変わる教育とは 元大阪市立大空小学校 校長 木村 泰子氏</p> <p>大空小学校の周辺地域では1,000人を超える大規模校を分割し、小学校の新設の議論が20年前から始まっていたが、地域住民の思いや、区割りの関係で実現しなかった。そのような背景の中で大空小学校が2006年に開校したとの説明があった。木村氏が赴任されてからの9年間で「みんなの学校」という映画になり話題になった。修学援助や生活保護を受けている家庭が50%。多様な子どもたちが多くいた。ちょっと困る子は支援学級に行かされている現状に疑問を持ち、障がいのある子は、支援学級があたりまえとの考えは人権侵害ととらえ、合理的配慮は、みんなと一緒に学び合うことができるための手段との思いから「誰もが通える大空小学校」を運営してきた。9年間で全国から50人以上の「不登校」「発達障がい」の子どもを受け入れてきた。薬を飲んでいた子は飲まなくて良くなった。</p> <p>木村氏が強調されたのは、憲法26条に規定された「すべての子どもの学習</p>	

権を保障する」ということである。また、公立学校は、国民からの税金で賄われていることから、子どもや地域住民のものであること。保護者、地域住民、教職員など全ての人が学校をつくる当事者でなければならない。大空小学校では、地域に生きる子どもと一緒に育む意識のある方は、いつでも学校に来てもらっている。子どもたちに寄り添ってもらったり、悩みを聞いてもらったり、そのような関係性の中で、関わる地域の意識が大きく変わっていった。子どもたちを大人が変えようとするをやめたら、子どもたちが変わってきた。

厚生労働省が公表している 2022 年の児童・生徒の自殺者は 514 人。3 年間で過去最高。文部科学省の調査で 2022 年度の不登校児童・生徒は約 30 万人。木村氏は文科省の通知に疑問を持つ。2022 年 4 月文部科学大臣の通知によると「特別支援学級に在籍している児童生徒は、1 週の半分の時間を特別支援学級で特別支援学級の担任による自立支援を行うこと」となっている。つまり、1 週間の半分は分離教育を行いなさいと指示している。これを受け 2022 年 9 月に国連から、特別支援教育という分離教育制度は違法であり中止すること。その理由は「特別支援学級は分離教育でありインクルーシブ教育ではない」

「障がい児を分離する学校は障がい者を分離する社会につながる」「優生思想や能力主義が障がいをめぐる様々な施策に現れている。この観点から津久井やまゆり園の事件を検証し、そのような態度を社会に広めた法的責任を取るべき」と勧告された。

私自身、特別支援学級に何の疑問も持っていなかった。むしろ、困っている子に対して適切な授業を受ける環境を与えることであると認識していた。この国連の勧告は非常に重いものであると感じた。木村氏は、みんなの学校をつくるために、学級担任制、学級経営、校則、マニュアル、生徒指導、学習参観、見せる学校行事、研究授業、家庭訪問、時間外勤務、宿題などを「すてた」。大空小学校の子どもたちの成績は全国平均を上回っていると聞いた。木村氏は、世俗的な学力向上を求めていったわけではない。むしろ学力度外視で、社会全体で子どもを育むことにみんなで全力投球した結果である。教師の働き方改革も現在話題になっている。大空小学校の教員は何もなければ、午後 5 時になったら下校している。学校にいる間は学校が責任を持つが、学校が終われば家庭や地域の問題。そう割り切れるのも地域ぐるみで子どもたちを見守り、寄り添っていることに他ならない。大空小学校にある課題はどこの学校にも存在する。当然、亀山市内の小中学校でも様々な課題がある。亀山市で木村氏が行った取組が、すぐできるとは思わない。しかし、多様な子どもたちが誰でも通える学校になれるよう亀山市全体で考え、取り組んでいく一人でありたい。そのための努力をしたい。その後、国連の勧告に対する文部科学大臣の回答「イ

ンクルーシブ教育は推進する」「2022年4月の通知は撤回しない」というのは、非常に残念である。

## 第2講義

自治を担う条例づくり-立法分権時代の議会へ

中央大学法学部教授 磯崎 初仁氏

1993年衆参両議院において地方分権推進決議がなされ、1995年地方分権推進法が制定され30年が経過した。東京一極集中を排除し地方公共団体の自主性・自立性を図ることを目的に制定された。地方分権一括法が制定された2000年ごろまでは一定の改革がなされてきたが、現在は地方創生と言葉が変わり当初の改革の勢いはなくなってきた。地方分権と言いながら、地方行政では多数の法令が縦割りのまま制定されており、総合的な対応に困難さが生じている。

磯崎氏は従来の行政分権から立法分権へ変化させ、自治体が制度・政策をつくる権限（立法権）を拡充・委譲する改革が必要であると説く。そのような中での地方議会の役割は、行政監視機能とともに首長の提案議案を審議するだけでなく、自ら問題を投げかけ政策を作り出す政策形成型議会への転換が重要である。さらには議会に対する住民参加を促進する協働型議会も必要となってくると説かれた。

亀山市議会では、現在「(仮称)子ども条例」の制定に向け議論を重ねている。初めての議会提案条例のため様々な関係者（市民）の声を聞きながら進めてはいるが、産みの苦しみを経験している。人口減少等による地方の衰退を止めるためには、磯崎氏の言われる政策形成型議会、協働型議会に進化する必要があるように感じる。議員一人一人が問題意識を持ち、市民の声を情報共有しながら進化に向け一層努力していく必要があると感じた。